

【町民のみなさまへ】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するために

大紀町民の皆様全員に一人当たり 10,000円 分の商品券を無償で交付します。

◆商品券について

交付対象者	令和6年12月13日現在で住民登録をされている全大紀町民
交付方法	簡易書留にて各家庭の世帯主様宛に家族全員の分を郵送します。 (令和7年3月上旬から順次配達されます)
使用期間	令和7年3月20日(木・祝)から令和7年8月31日(日)まで
利用店舗	町内の取扱店登録をした店舗で使用できます。店舗の一覧は商品券を送付する際に同封するとともにホームページでもお知らせします。

【事業所のみなさまへ】

新規で商品券取扱店舗の登録を希望される事業所様は、令和7年2月7日(金)までに、役場商工観光課(本庁)または各支所窓口まで「商品券取扱店登録申請書」を提出してください。(詳細や提出書類は大紀町ホームページをご確認ください。)

※令和2年度以降に登録済みで、引続き取扱店を希望される事業所様は申請の必要はありません。

商品券・取扱店舗登録についての問合せ先：商工観光課 TEL 86-2243

低所得世帯支援(給付金)

令和6年度住民税非課税世帯に対し、エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増を軽減するための支援として、大紀町物価高騰生活支援給付金(2万円)を支給します。

また、支給対象世帯に18歳以下の児童がいる場合は児童1人あたりにつき2万円を追加で支給します。

1. 住民税非課税世帯給付金【2万円】

対象世帯：令和6年度住民税非課税世帯 ※次の3つの要件すべてに該当する世帯

- (1) 令和6年12月13日において大紀町の住民基本台帳に登録されている世帯
- (2) 世帯全員が、令和6年度の住民税が非課税である世帯
- (3) 世帯全員が、令和6年度の住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていない世帯

2. 住民税非課税世帯のこども加算分【対象児童1人につき2万円】

対象者：上記給付金の対象世帯で、18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた子)がいる世帯。

◎支給手続き

給付金の対象世帯にのみ通知を送付いたします。 詳細は届きました書類をご確認ください。

給付金についての問合せ先：総務企画課 TEL 86-2212